

規程等：第3部 第2章

会議規則の規程

(議題の確定)

第1条 議長は、会議の進行について配慮すると共に、会議にはかる議題を確定する。

(提案説明)

第2条 会議の議題について提案説明を行なう。

- 2 総会及び理事会においては、会長が行なう。この場合において、会長の指名するものをもって提案説明をする事ができる。
- 3 専門委員会においては、委員長が行なう。この場合において、委員長の指名するものをもって提案説明をする事ができる。

(発言の許可)

第3条 発言しようとするものは、すべて議長の許可を得た後でなければ、発言する事ができない。

(発言)

第4条 発言しようとするものは、議題について自由に質疑し、及び意見を述べる事ができる。

(発言時間の制限)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限する事ができる。

(動議の成立)

第6条 動議の成立に必要な賛成者の数は、提出者を含めて3名以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(質疑)

第7条 理事は協会の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

(質疑の終結)

第8条 質疑が終わったときは、議長は、その議題に対する質疑の終結を宣言する。

(表決問題の宣告)

第9条 議長は、表決を取ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(表決)

第10条 議長が表決を取ろうとするときは、簡易な方法で表決をする事ができる。

- 2 議長の宣告に対して、出席者から異議があるときは、挙手表決又は投票で表決を取らなければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月18日より一部を改定し施行する